

概要（実績評価書（案）のポイント）

施策目標Ⅱ－4－1

生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の
向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること

【概要】令和7年度実績評価書（案）（施策目標Ⅱ-4-1）

基本目標Ⅱ：安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策大目標4：生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること

施策目標1：生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること

現状（背景）

1. 生活衛生関係営業の衛生水準の確保・振興

- 生活衛生関係営業（飲食業、理容業、美容業、旅館業、浴場業等）の事業所は全国で約94万（全事業所の約18%）、従業員数は約587万人（全産業の約10%）。国民生活に密着したサービスを提供し地域経済・雇用の基盤である一方、営業者の大半は中小零細事業者で、個人・家族営業者も多く、経営基盤が脆弱。
- このため、個別法（食品衛生法等）により衛生規制を行うとともに、生衛法（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律）により営業者の自主的取組（生活衛生同業組合等の組織化や「振興計画」（※1）の作成）を促し、予算、日本政策金融公庫の政策融資、税制上の支援策を通じて営業を振興。

※1）厚生労働大臣が業種別に定める「振興指針」をもとに、生活衛生同業組合等が作成する、同指針の内容を具体化するものとして、組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業の計画。

- 物価高騰・賃上げ、人材確保等に対応する必要がある中で、厳しい経営状況が続いており、デジタル化も進んでいない状況。

課題1

- 生衛業における衛生水準の向上には、保健所等を通じた指導に加え、営業者自身の自主的な取組、生活衛生同業組合等の互助・支援の組み合わせが必要。
- 経営者の高齢化や後継者確保難に直面し、また、厳しい経営環境の中でも、生産性の向上等に取り組み、物価高騰や人材確保等に対応していく必要。

達成目標1

生活衛生関係営業について衛生水準の確保及び振興等を図る。

【測定指標】太字・下線が主要な指標

1 振興計画の業種別認定率（アウトプット）

2 日本政策金融公庫貸付件数（生活衛生資金貸付）（アウトプット）

2. 建築物における衛生対策の推進

- 建築物衛生法で、多人数が利用する相当程度の規模以上の建築物の維持管理に関して、遵守すべき衛生管理基準を定めている。
- 建築物の維持管理を行う事業者のうち、建築物清掃業にあたるビルクリーニング分野においては、生産性向上等の取組を行ってもなお人手不足の状況が深刻化していることから、在留資格「特定技能」としての外国人材の受入れを開始した。

課題2

- 建築物の高層化や複合化が進んでいる中で、空調設備や給排水設備の技術革新への対応など、維持管理を行うに当たってより高度な技術・知識が求められるようになっている。
- 人材不足によりビルクリーニング業務が適切に行われなくなれば、建築物の衛生状態が悪化し、利用者の健康が損なわれるおそれがある。

達成目標2

建築物衛生に係る専門的知識を有する者を育成し、さらに、ビルクリーニング業における人材不足から生じる問題を緩和することで、多数の者が使用し、又は利用する建築物における衛生的な環境の確保を図る。

3 建築物衛生法第12条に基づく改善命令等の件数（アウトカム）

4 ビルクリーニング分野1号特定技能外国人の受入れ人数（アウトカム）

5 母国で生活する外国人材に向けたビルクリーニング分野に係るセミナーの開催（アウトプット）

【参考】6 ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の受験者数

【概要】令和7年度実績評価書（案）（施策目標Ⅱ-4-1）

総合判定

赤字は主要な指標

【達成目標1:生活衛生関係営業について衛生水準の確保及び振興等を図る。】

指標1:△(目標達成率86%) 指標2:◎(目標達成率156%)

【達成目標2:建築物衛生に係る専門的知識を有する者を育成し、さらに、ビルクリーニング業における人材不足から生じる問題を緩和することで、多数の者が使用し、又は利用する建築物における衛生的な環境の確保を図る。】

指標3:(○) 指標4:△(目標達成率97%) 指標5:◎(目標達成率120%)

【目標達成度合いの測定結果】

③(相当程度進展あり)

【総合判定】

B(達成に向けて進展あり)

(判定理由)

- ・全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」となった。
- ・以上より、上記のとおり判定した。

施策の分析

《有効性の評価》

- ・指標2については、現下の情勢により経営状況が厳しい生活衛生関係営業業者向け、情勢を踏まえた資金繰り支援を実施したことにより、令和6年度から2年連続で目標値を大幅に上回っており、年々制度を活用する生活衛生関係営業業者が増加していることから、施策が有効に機能していると評価できる。
- ・指標5については、母国でのセミナーの周知に取り組み、また、希望者が参加しやすいようセミナーの開催数を増加させ、目標を達成しており、施策が有効に機能していると評価できる。

《効率性の評価》

- ・指標2については、予算の範囲内の執行でありながら、貸付件数が増加しているため、事業は効率的に行われていると評価できる。
- ・指標5については、予算の範囲内での執行でありながら、目標値を達成していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。



《現状分析》

- ・指標2については、コロナ禍が明けて貸付件数が大幅に増加した上、現下の情勢により経営状況が厳しくなり、さらに貸付件数が増加傾向にあるため、中小零細企業が多くを占める生活衛生関係営業の事業継続を下支えしていると考えられる。
- ・指標5については、セミナー実施回数は年々増加しており、目標値を達成しており、外国人の受入人数の増加にも資していると考えられることから、着実に取組が進んでいると考えられる。

次期目標等への反映の方向性(施策及び測定指標の見直しについて)

- ・**指標1**については、引き続き、連合会にしっかりと働きかけを行い、より一層の目標達成のための取組を実施していく。
- ・**指標2**については、引き続き、着実に取組を進めていく。また、目標値については、昨年度までの指標がコロナ禍での影響を踏まえたものであったため、コロナ禍の収束等を踏まえた適切な目標値となるよう設定の考え方について検討を行った結果、今年度からは「過去5年間の増加率の平均以上」という値に設定することとする。
- ・**指標3**については、引き続き、目標達成に向けて、取組を進めていく。
- ・**指標4**については、HP等において、外国人に対しビルクリーニング業の魅力的な情報発信を強化することにより、引き続き目標値の達成に向けて取組を進めていく。
- ・**指標5**については、外国人にビルクリーニング分野に魅力を感じてもらい受入人数の増加にも資するよう、着実に取組を進めていく。令和8年度以降の目標値については、よりニーズに応じたセミナー内容の充実を図っている段階であるため、引き続き現在の目標値である四半期に1回より多くの開催を目指すこととする。

生活衛生関係営業の種類とその施策体系について

- 生活衛生関係営業（生衛業）は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業などをいい、国民生活に密着したサービスを提供。
- 衛生的で安心なサービスが国民に提供されるよう、生衛業者は衛生規制を遵守して活動。
- 生衛業者の大部分が中小零細企業であるため、国及び地方公共団体が生衛法に基づき営業者の自主的活動の促進等を行うことにより生衛業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び消費者（利用者）の利益の擁護を実現。

☆ 国民生活に不可欠なサービス
安心・安全、衛生、快適

消費者（利用者）

・事業所：約94万事業所（全事業所の約18%）
・従業員数：約587万従業員（全産業の約10%）

出典：総務省「令和3年経済センサス」

16業種

生活衛生関係営業者

サービス提供



指導・支援

生衛連合会
生衛組合

(公財)全国生活衛生営業指導センター
(公財)都道府県生活衛生営業指導センター

保健所等
[行政]

・振興計画(自主的取組)
・標準営業約款

・経営の健全化
・衛生水準の維持向上
・消費者(利用者)の利益擁護

・衛生規制

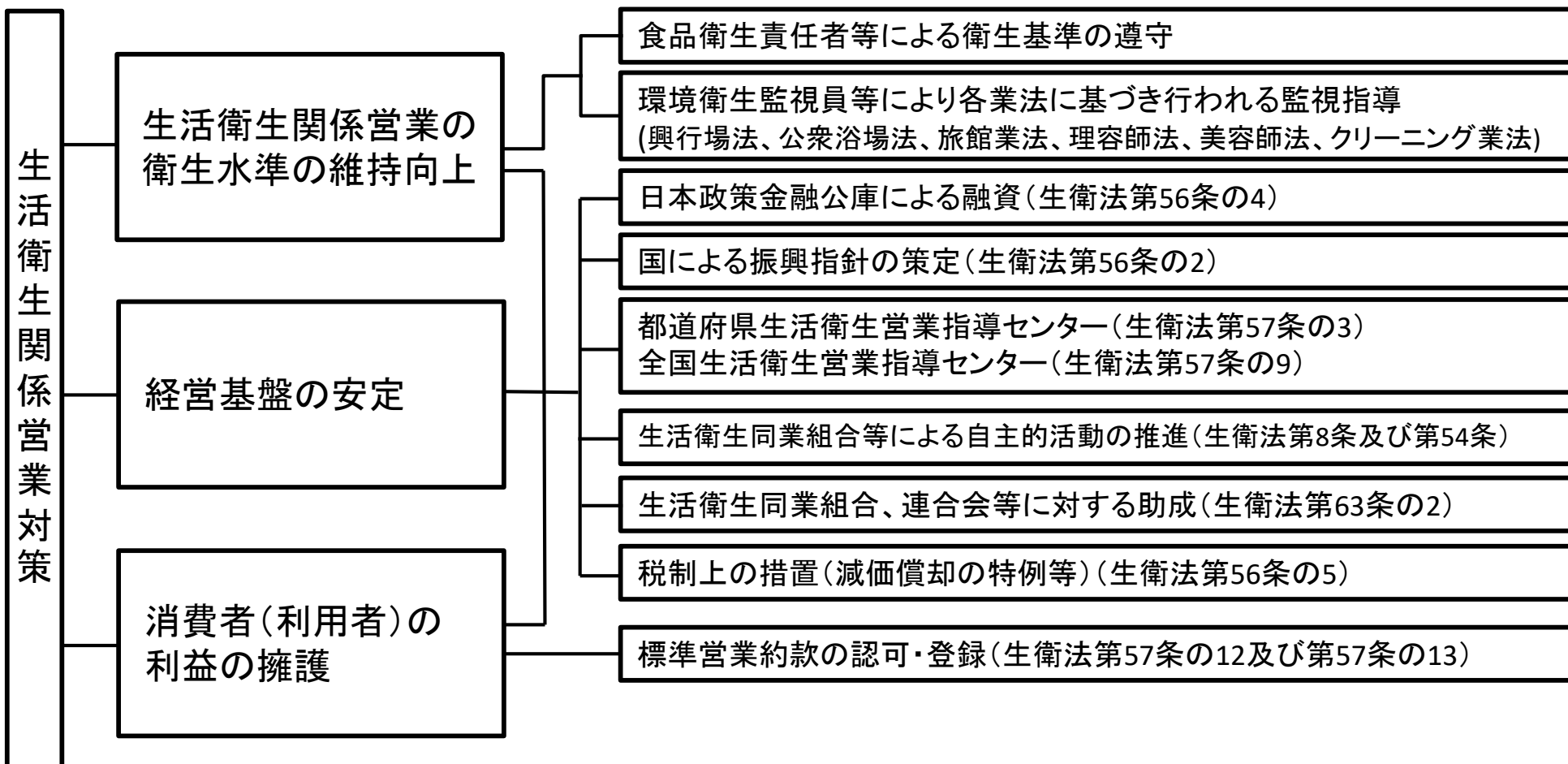
※ 生活衛生関係営業の業種毎に振興指針を定めるとともに、予算・融資（日本政策金融公庫）・税制措置等の支援策を通じて業界を振興

生衛法とその施策体系について

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(生衛法) (昭和32年6月3日法律第164号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興に計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。



生活衛生関係営業の実態

【令和3年】

生活衛生関係営業

全産業

○約94万事業所、約587万の従業者
○1事業所あたりの従業者数は6.2人



○約516万事業所、約5,795万の従業者
○1事業所あたりの従業者数11.2人

→ 生活衛生関係営業は、全産業の約2割の事業所、全産業の約1割の従業者であり、地域経済・雇用の基盤。

○令和3年に生活衛生関係営業の事業所数・従業者数が大きく減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている。

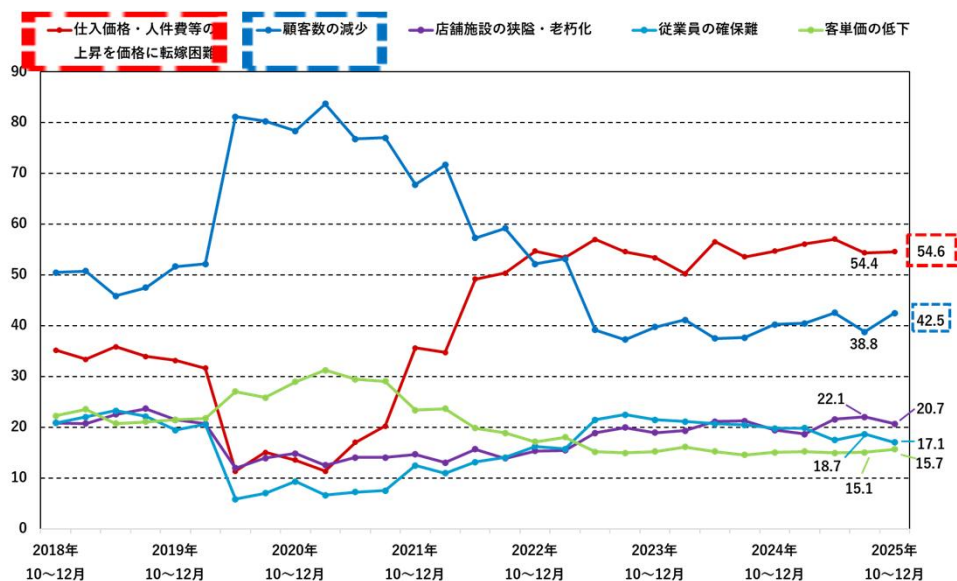
(種別)	事業所数 (平成28年)	事業所数 (令和3年)	増減数	増減率	従業者数 (平成28年)	従業者数 (令和3年)	増減数	増減率	1事業所当たり従業者数 (令和3年)
全産業（公務除く）	5,340,783	5,156,063	▲ 184,720	▲3%	56,872,826	57,949,915	1,077,089	2%	11.2
生活衛生関係営業（計）	1,075,588	944,603	▲ 130,985	▲12%	6,684,490	5,869,398	▲ 815,092	▲12%	6.2
食肉販売業	17,426	15,244	▲ 2,182	▲13%	127,729	122,570	▲ 5,159	▲4%	8.0
食肉卸売業	6,368	5,922	▲ 446	▲7%	66,956	66,072	▲ 884	▲1%	11.2
食肉小売業	11,058	9,322	▲ 1,736	▲16%	60,773	56,498	▲ 4,275	▲7%	6.1
飲食店	590,847	499,176	▲ 91,671	▲16%	4,120,279	3,489,039	▲ 631,240	▲15%	7.0
料亭	50,156	44,372	▲ 5,784	▲12%	491,752	408,665	▲ 83,087	▲17%	9.2
中華料理店	52,672	47,432	▲ 5,240	▲10%	375,791	344,559	▲ 31,232	▲8%	7.3
そば・うどん店	29,137	24,980	▲ 4,157	▲14%	202,629	176,136	▲ 26,493	▲13%	7.1
すし店	22,557	19,122	▲ 3,435	▲15%	255,323	254,523	▲ 800	0%	13.3
社交	220,650	171,437	▲ 49,213	▲22%	1,051,807	723,877	▲ 327,930	▲31%	4.2
喫茶店	67,198	58,864	▲ 8,334	▲12%	328,893	307,670	▲ 21,223	▲6%	5.2
宿泊業	48,963	45,072	▲ 3,891	▲8%	678,833	625,912	▲ 52,921	▲8%	13.9
洗濯業	55,908	43,136	▲ 12,772	▲23%	322,049	264,503	▲ 57,546	▲18%	6.1
理容業	99,704	87,048	▲ 12,656	▲13%	198,782	168,442	▲ 30,340	▲15%	1.9
美容業	172,304	162,431	▲ 9,873	▲6%	443,241	408,707	▲ 34,534	▲8%	2.5
一般公衆浴場業	3,013	2,250	▲ 763	▲25%	16,235	12,538	▲ 3,697	▲23%	5.6
その他の公衆浴場業	2,653	2,596	▲ 57	▲2%	54,504	48,884	▲ 5,620	▲10%	18.8
興行場	3,779	4,804	1,025	27%	58,114	59,963	1,849	3%	12.5
映画館	562	575	13	2%	20,580	20,053	▲ 527	▲3%	34.9
興行場（別掲を除く。）興行団	3,217	4,229	1,012	31%	37,534	39,910	2,376	6%	9.4
その他	24,941	27,587	2,646	11%	107,515	104,059	▲ 3,456	▲3%	3.8

（出典）平成28年経済センサスー活動調査、令和3年経済センサスー活動調査

生活衛生関係営業が直面する課題について

- 生活衛生関係営業者は国民生活に密接に関わるサービスを提供し、地域経済・雇用の基盤となる業種であるが、大半が中小零細事業者であり、経営基盤が脆弱。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、顧客数が大幅に減少し、地域・業種によっては回復が十分でない中、物価高騰・賃金上げ等の影響が強く生じており、経営状況は厳しくなっている。
- また、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の低利・無担保融資を受けている事業者について、追加融資や条件変更を行う事業者の割合(※)が増えており、返済が厳しい事業者の増加も懸念。
(※令和3年3月末:1.0%→令和4年3月末:13.1%→令和5年3月末22.2%→令和6年3月末28.5%→令和7年3月末30.2%)

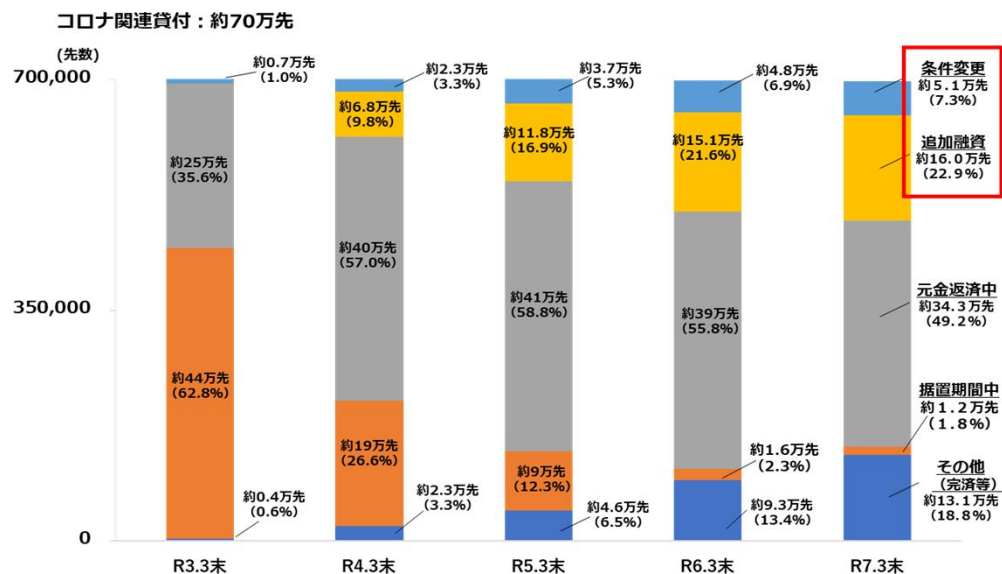
【図1】生活衛生関係営業における主な経営上の問題点



出典:生活衛生関係営業の景気動向等調査結果(2025年10～12月期)【日本政策金融公庫HP】

【図2】日本政策金融公庫(国民事業)における融資後の状況

※令和3年3月末までにコロナ関連貸付を利用している約70万先が対象



出典:令和7年3月期決算の概要及び成長分野等の取組【日本政策金融公庫HP】

振興指針について

1. 振興指針の作成（法第五十六条の二第一項、第三項）
厚生労働大臣は、業種を指定して、当該業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針（以下「振興指針」という。）を定めることができる。
振興指針は、公衆衛生の向上及び増進を図り、あわせて利用者又は消費者の利益に資するものでなければならない。
2. 振興指針にて定める事項（法第五十六条の二第二項）
（1）目標年度における衛生施設の水準、役務の内容又は商品の品質、経営内容その他の振興の目標及び役務又は商品の供給の見通しに関する事項
（2）施設の整備、技術の開発、経営管理の近代化、事業の共同化、役務又は商品の提供方法の改善、従事者の技能の改善向上、取引関係の改善
その他の振興の目標の達成に必要な事項
（3）従業員の福祉の向上、環境の保全その他の振興に際し配慮すべき事項
3. 審議会への諮問（法第五十八条第二項）
厚生労働大臣は、振興指針の設定をしようとするときは、厚生科学審議会に諮問しなければならない。

【令和8年度 振興指針改正のスケジュール】
全16業種に共通で盛り込むべき内容について随時改正する。

- ① R8年度秋頃 第48回生活衛生適正化分科会（業界からヒアリング、改正当針検討等）
- ② R8年度冬頃 第49回生活衛生適正化分科会（改正案について検討等）
- ③ R9年3月 振興指針改正

振興計画について

1. 振興計画の作成（法第五十六条の三第一項、施行令第九条第一項）
組合又は小組合は、組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業（以下「振興事業」という。）に関する計画（以下「振興計画」という。）を作成し、振興指針に適合しているかなどについて都道府県知事の認定を受けることができる。
2. 振興計画の記載事項（法第五十六条の三第二項）
（1）振興事業の目標 （2）振興事業の内容及び実施時期 （3）振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法
3. 実施状況の報告（法第五十六条の三第四項）
振興計画の認定を受けた組合等は、事業年度経過後3箇月以内に、実施状況について都道府県知事に報告しなければならない。

【指標の対象となった業種の振興計画認定状況】

※ 令和8年3月時点

【振興計画策定による資金面での優遇など】

	令和7年度(実績)		
	(分母)	(分子)	認定率
興行場業	44	28	63.6%
公衆浴場業	37	24	64.9%
旅館業(簡易宿所)	4	3	75.0%
氷雪販売業	13	4	30.8%
4業種 平均	24.5	14.75	60.2%

1. 資金の確保について（法第五十六条の四）

日本政策金融公庫において、営業の振興のために必要な資金として、振興計画認定組合の組合員を対象とする設備資金及び運転資金を通常より低減された利率にて貸付を実施している。

2. 減価償却の特例（法第五十六条の五）

振興計画の認定を受けた組合又は小組合は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、当該認定計画に係る共同施設について特別償却をすることができる。

1 生活衛生関係営業対策事業費補助金

11.6 億円 [11.6 億円]

生衛組合、生衛組合連合会、全国生衛営業指導センター、都道府県生衛営業指導センターに補助を行うことにより、生活衛生関係営業者の業の振興や発展を図るための組織基盤の強化及び衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化等を図る。

・生活衛生関係営業収益力向上事業

1.1 億円 [1.0 億円]

事業者の高齢化や賃金引き上げによる人材確保等に対応する必要がある中で、全国生活衛生営業指導センター等を中心に、最低賃金の周知啓発を行うとともに、賃金引き上げ・人材確保等に対応するための収益力の向上や、人材育成・後継者育成等に関するセミナーの開催など、生活衛生関係営業者の収益力向上等のための取組を行う。

2 株式会社日本政策金融公庫補給金

29.4 億円 [29.1 億円]

株式会社日本政策金融公庫が生活衛生資金貸付を行うために必要な利差補給を行う。

3 被災した生活衛生関係営業者への支援（復興庁一括計上）

1 百万円 [9 百万円]

株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等を行うために必要な財政支援を行う。

（参考）生活衛生資金貸付の貸付計画額

1,150 億円 [1,150 億円]

生活衛生関係営業対策事業費補助金

- 理容業、美容業、クリーニング業、飲食業、旅館業、浴場業など、国民生活に深い関係のある生活衛生関係営業については、小規模零細事業者が大部分であり、衛生的で安心できる水準を確保する必要があるため、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、衛生の確保や経営の健全化、事業の振興、消費者の利益擁護等のために組合等が取り組む事業を支援。
令和8年度予算 11.6億円（令和7年度予算 11.6億円）
- 申請された事業は、補助金の効果的活用を図るため、外部有識者からなる審査・評価会において、事前・事後の評価を実施するとともに、評価内容を公表。

生活衛生関係営業対策費補助金

補助

(公財)全国生活衛生営業指導センター

生衛法(第57条の10)に定められた事業の実施

- ・ 生衛業全般に関する情報収集・提供、調査研究
- ・ 都道府県センター、連合会に対する連絡調整、指導
- ・ 都道府県センターの相談員養成 等

補助

都 道 府 県

補助

(公財)都道府県生活衛生営業指導センター

生衛法(第57条の4)に定められた事業の実施

- ・ 生衛業者に対する相談・指導
- ・ 研修会等の開催
- ・ 後継者の育成支援
- ・ 苦情対応、事業者への指導 等

補助

生 衛 組 合 連 合 会 (16連合会)
都 道 府 県 生 衛 組 合 (563組合)

衛生水準の向上や業の振興等を目的とした自主的活動の実施
(先進的モデル事業、生衛連合会又は都道府県生衛組合の提案型事業の実施)

参考:補助率

(公財)全国生活衛生営業指導センター
生衛組合連合会、都道府県生衛組合
都道府県

定額
定額
1/2

生活衛生関係営業者への支援（令和7年度補正予算関連）

現下の情勢により経営状況が厳しい生活衛生関係営業者への支援として、①物価高騰・賃金引き上げ等の対応に向けた支援、②専門家による相談支援、③資金繰り支援を行う。

①物価高騰等の対応に向けた支援

3.6億円

- 業種ごとの生衛組合連合会において、物価高騰・賃金引き上げ等に対応するために必要な価格転嫁の広報、既存商品・サービスのブランド化、イベント等の取組を実施。
- 消費者・利用者に対する価格転嫁の理解促進、新規顧客の確保、商品・サービスへの需要喚起促進等につなげ、生衛業の経営状況の改善、売上げの上昇による賃上げ・雇用維持等を図る。

【補助先：生活衛生同業組合連合会（補助率：10/10）】

②専門家による相談支援

2.2億円

- 生衛業の営業者に対する専門家による多様な現場のニーズに応じた伴走型の支援を実施。
 - ・ 中小企業診断士による経営診断や事業再構築・省エネ等に向けた補助金の活用を含めた相談支援
 - ・ 税理士による税制優遇措置等の相談
 - ・ 社会保険労務士による被用者保険適用に係る手続き等の支援 等

【補助先：全国生活衛生営業指導センター】

③日本政策金融公庫による資金繰り支援（日本政策金融公庫への出資金）

- ・ 米国関税等の影響により、利益の減少等の業況悪化を来している生衛業者に対するセーフティネット貸付の金利引下げ
- ・ 賃上げに取り組む生衛業者に対する資金繰り支援の継続（当初2年間各貸付の利率から－0.5％） 等

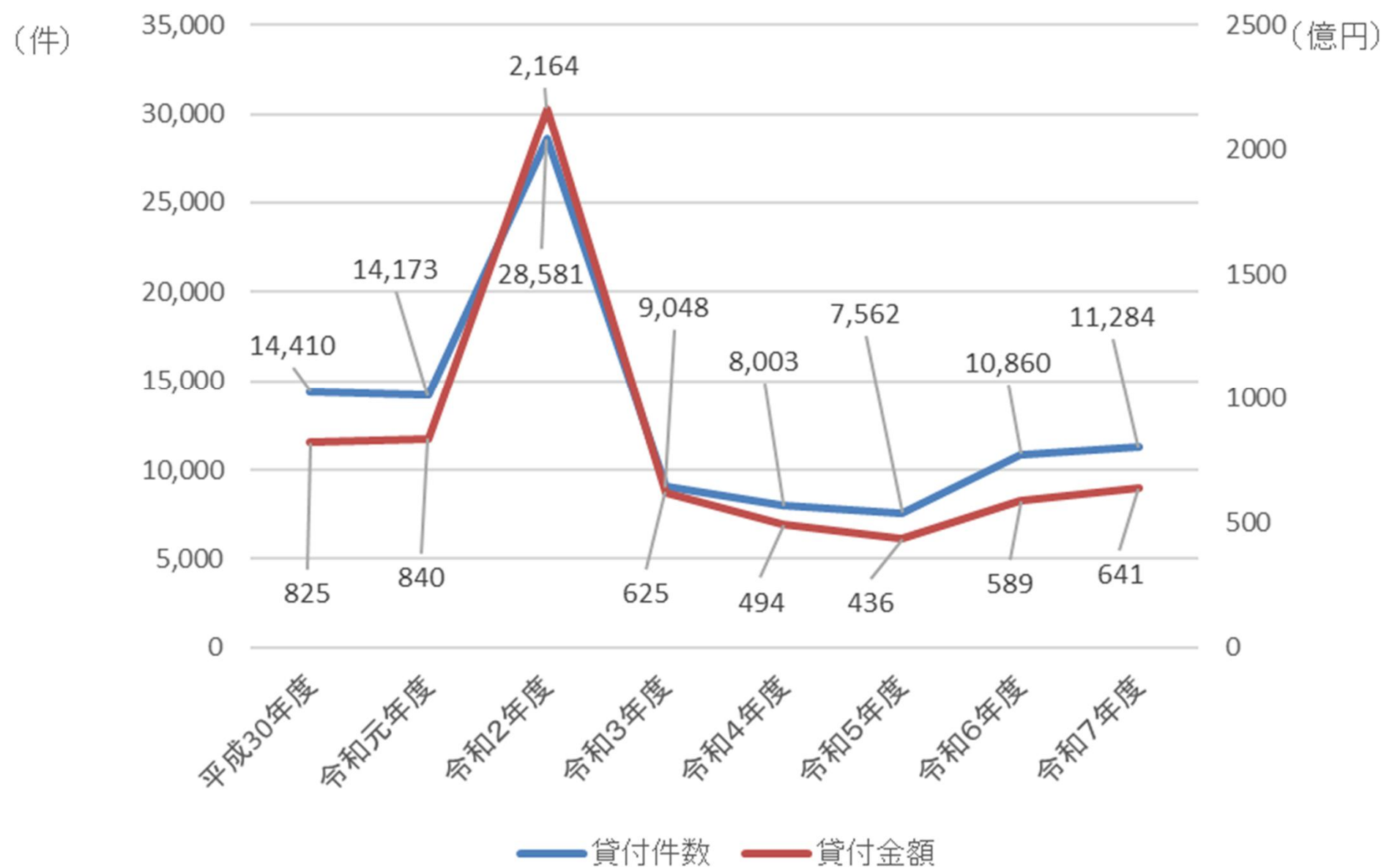
日本政策金融公庫における生活衛生資金貸付のうち主な融資制度
一般貸付・振興事業貸付等

	一般貸付	振興事業貸付		生活衛生改善貸付
対象者	【非組合員向け】 生活衛生関係営業 を営む者	【組合員向け】 振興計画について認定を受けて いる生活衛生同業組合の組合員		小規模事業者であって、 生活衛生同業組合等の 長の推薦を受けた者
資金使途	設備	設備	運転	設備・運転
貸付利率 (注1)	<原則> 基準利率	主に特別利率③ (基準利率-0.9%)	<原則> 基準利率	経営改善利率
限度額	<原則> 7,200万円 (注2)	<原則> 1億5,000万円 (注2)	5,700万円	2,000万円
返済期間	13年以内	20年以内	10年以内	10年以内

(注1) 令和8年4月1日時点の利率である。基準利率については、無担保貸付(税務申告2期以上)、返済期間5年で3.40%。

(注2) 業種によって異なる。

生活衛生貸付金貸付全体の貸付実績の推移



建築物における衛生的環境の確保に関する法律概要

目的（第1条）

この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し、環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

※ 特定建築物所有者等と維持管理権原者は、同一の場合と異なる場合がある。

【特定建築物所有者等】

（所有者又は全部の管理の権原者）

- ・特定建築物の届出
- ・建築物環境衛生管理技術者の選任
- ・維持管理に関する帳簿書類の管理

都道府県保健所設置市

届出

検査等

特定建築物所有者等

特定建築物維持管理権原者

選任

意見

建築物環境衛生管理技術者

監督

維持管理

第12条に基づく改善命令も含まれる

（保健所から特定建築物維持管理権原者に行われる維持管理の方法の改善に関する命令）

【特定建築物維持管理権原者】

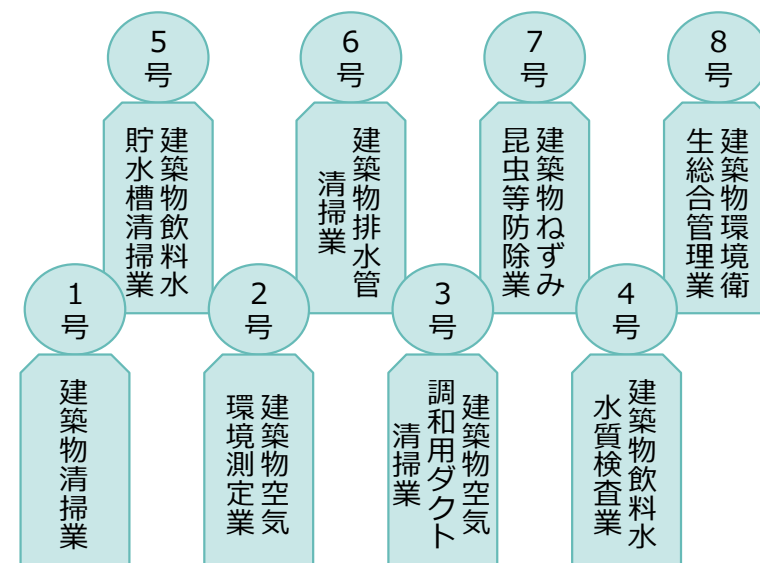
（当該特定建築物の維持管理について権原を有する者）

- ・建築物環境管理基準に従い維持管理
- ・建築物環境衛生管理技術者の意見尊重

ビルメンテナンス業者

<都道府県知事の登録対象業種>

* 延べ登録営業所数 17,842か所（令和6年度末）



特定建築物

48,608か所（令和6年度末）
（3,000m²以上）

興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、旅館等

（8,000m²以上）
小学校、中学校等

【建築物環境衛生管理基準】

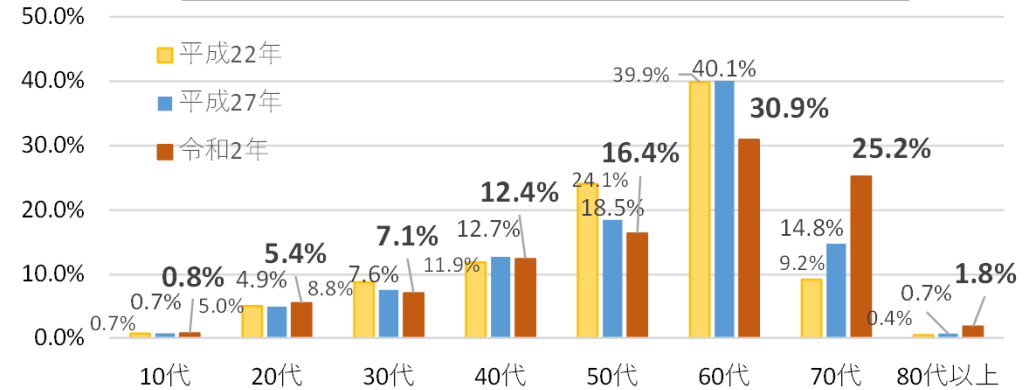
- ・空気環境の調整
- ・飲料水の管理
- ・雑用水の管理・排水の管理
- ・清掃・ねずみ、昆虫等の防除

ビルクリーニング分野における在留資格「特定技能」による受入れ

外国人材受入の必要性

- ビルクリーニング分野の就業者※6は、令和2年に91.1万人となり、平成27年から9.3万人増加しているが、年齢構成をみると、従来から20代、30代が少なく、60代以上が過半数（令和2年57.9%）を占めている。特に、近年は、70代が増加（令和2年25.2%、平成27年14.8%、平成22年9.2%）しており、高齢者の中でもさらに高齢の就業者にシフトしている。
- ビルクリーニング分野の有効求人倍率は令和7年度で2.12であり、人材の確保が困難な状況。
- 深刻化する人手不足対応のため、入管法改正により、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が創設（平成31年4月から実施）されたところ、ビルクリーニング分野ではこれまで特定技能1号のみ受け入れされていたが、令和5年6月より特定技能2号の受入れも可能となった。

ビルクリーニング分野の就業者の年齢構成割合（国勢調査）



	R元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
ビル・建物清掃員の有効求人倍率の推移	2.91	2.05	2.10	2.65	2.46	2.34	2.12
特定建築物の推移（件）	46,756	47,273	47,530	47,910	48,313	48,608	-

特定技能 1 号

- 対象となる業務：建築物内部の清掃（※住宅の専有部分は除く。）
- 技能水準及び日本語能力水準
(技能実習2号修了者は①、②を免除)
 - ① 試験の合格：
「ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験」の合格
 - ② 日本語能力水準：
ある程度日常会話ができ生活に支障がない程度の能力を有することを、国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)により評価
- 令和6年4月から5年間の受入れ見込数：32,200人
(※12分野合計では805,700人)

特定技能 2 号

- 対象となる業務：建築物内部の清掃（※住宅の専有部分は除く。）に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務
- 技能水準：
 - ① 試験の合格：
「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級（ビルクリーニング）」の合格
 - ② 実務経験：
建築物衛生法第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物（住居を除く。）内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験を2年以上（詳細は別途定める）
- ※ 受入れ上限数、日本語要件は無い